

令和 5 年度 新居浜市一般会計補正予算 (第 2 号)

令和 5 年度新居浜市一般会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 657,553 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53,132,730 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 13 日 提出

新居浜市長 石川 勝 行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		9,150,793	423,870	9,574,663
	2. 国庫補助金	2,621,536	416,326	3,037,862
	3. 委託金	17,751	7,544	25,295
16. 県支出金		3,711,443	3,455	3,714,898
	2. 県補助金	755,639	3,455	759,094
19. 繰入金		1,623,347	△123,135	1,500,212
	1. 基金繰入金	1,623,347	△123,135	1,500,212
20. 繰越金		900,000	159,963	1,059,963
	1. 繰越金	900,000	159,963	1,059,963
21. 諸収入		1,682,816	19,500	1,702,316
	4. 雑入	694,548	19,500	714,048
22. 市債		4,690,500	173,900	4,864,400
	1. 市債	4,690,500	173,900	4,864,400
歳入合計		52,475,177	657,553	53,132,730

千円

歳入歳出予算補正

(歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,909,051	251,166	5,160,217
	1. 総務管理費	3,959,421	251,166	4,210,587
3. 民生費		21,725,158	253,399	21,978,557
	2. 児童福祉費	8,536,272	253,399	8,789,671
4. 衛生費		3,938,359	56,617	3,994,976
	1. 保健衛生費	1,493,142	56,617	1,549,759
6. 農林水産業費		811,533	5,182	816,715
	1. 農業費	505,334	5,182	510,516
8. 土木費		5,179,726	72,865	5,252,591
	2. 道路橋りょう費	1,431,908	30,199	1,462,107
	4. 港湾費	330,300	22,666	352,966
	5. 都市計画費	2,282,796	20,000	2,302,796
9. 消防費		1,573,071	6,166	1,579,237
	1. 消防費	1,573,071	6,166	1,579,237
10. 教育費		7,253,957	12,158	7,266,115
	5. 社会教育費	969,431	10,780	980,211
	6. 保健体育費	3,412,831	1,378	3,414,209
歳出合計		52,475,177	657,553	53,132,730

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

第2表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	千円 67,500	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） %	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	67,500	—	—	—

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 建 設 事 業	千円 135,200	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 155,600	補正前に同じ	%	補正前に同じ
社 会 資 本 整 備 事 業	914,800				千円 1,000,800			
計	4,690,500	—	—	—	4,796,900	—	—	—